

障害福祉関係ニュース

(障害福祉制度・施策関連情報)

2024(令和6)年度
3号(通算423号)

2024(令和6)年7月31日発行

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・全救協・厚生協・障連協の協議員・役員・構成団体、と都道府県・指定都市社協に電子メールでお送りします。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL 03-3581-6502 FAX 03-3581-2428
(E-mail) z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆…今号の掲載内容……………この目次は本文にジャンプします…◆◆◆

I. 情報－障害福祉制度・施策関連 ……1

1. 旧優生保護法をめぐる動き

- (1) 7月3日、最高裁判所大法廷「違憲」と判断 1
- (2) 初会合「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」 1

II. 情報－募集、助成、イベントなど ……4

- 1. 【出演者募集】(東京都内居住者限定)『つながる音楽会』 バンドによる楽器演奏、合唱などの発表の場(締切間近-6月28日(金)) 4
- 2. 【懸賞作品募集】 少子化と向き合う提案を募集中 「第2回鉄道150年記念障害福祉賞」(締切間近-7月1日(月)) 5
- 3. 【研修・セミナー、イベント】 (1) H. C. R. 2024 国際福祉機器展&フォーラム 10月2日より3日間 ウェブ展は9月2日から 6
- (2) 全社協・社会福祉主事資格認定通信課程(民間・秋)(締切間近-6月28日(金)) 6

I. 情報－障害福祉制度・施策関連

1. 旧優生保護法をめぐる動き

(1) 7月3日、最高裁が「違憲」判断 国の賠償責任を認める

最高裁判所大法廷(裁判長:戸倉三郎 最高裁長官)は7月3日、旧優生保護法に基づき、障害等を理由に不妊手術を強制されたとして、国に、国策による人権侵害の責任を問い、損害賠償を求めた5件の訴訟の上告審に対し、同法の規定を違憲として、国の賠償責任を認める判決を出した。

岸田文雄総理大臣は7月17日、最高裁判決を受け総理大臣官邸で原告らと面会し直接謝罪しました。20年の除斥期間は撤回の方針を示し、新たな補償制度の創設にも言及しました。新たな補償制度の対象は本人、配偶者含め広げる方向性をもって超党派の

(2) 初会合「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」

7月29日、総理大臣官邸で「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」の初会合が開かれました。同推進本部は、「旧優生保護法に係る令和6年7月3日の最高裁判所判決を受け、優生思想及び障害者に対する偏見や差別の根絶に向け、これまでの取組を点検し、教育・啓発等を含めた取組を強化するため」、内閣府に設置されました。本部長は内閣総理大臣、全閣僚が構成員です。

第1回会合で岸田文雄総理は、障害者に対する偏見、差別のない共生社会を実現するための新たな行動計画を取りまとめる方針であることを示しました。

推進本部の下に設けられた幹事会は、各府省庁の審議官や局長級が構成員を務め、当事者の意見を聴いて行動計画をまとめる実務を担います。幹事会の会合は非公開、議事要旨と配布資料は原則として公開されます。

岸田総理 会合冒頭のあいさつ

「7月17日、私は、旧優生保護法の国家賠償請求訴訟の原告団の方々にお会いし、筆舌に尽くし難(がた)い苦難と苦痛に満ちた経験をお伺いするとともに、政府を代表して、心から謝罪を申しあげました。

訴訟については、その場でお約束したとおり、原告団の方々と直ちに協議に入るとともに、除斥期間による権利消滅の主張の撤回についても既に準備書面の提出を終えるなど、早急な解決に向けた取組を進めています。

17日の面会の中では、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に向けて、最大限の努力を尽くすこともお約束申しあげました。

先週、北海道において、障害のあるお子さんとそのご家族を真ん中にして、地域で支えている取組を視察し、今後目指すべき共生社会のモデルケースが根づいていることに感銘を受けました。

同時に、ご家族の方から『障害のある子どもも、一人ひとり輝ける場所があってどんなところでも大切にされる、そんな国であってほしい』との切実な声をお聴きいたしました。

共生社会の実現に向けては、憲法違反とされた旧優生保護法に基づく施策が、約半世紀もの長きにわたって合憲とされ、数多くの障害者の個人の尊厳を蹂躪(じゅうりん)し、苦難と苦痛を強いてきた重い事実とその教訓を踏まえなければなりません。

過去において障害者が受けてきた差別、虐待、隔離、暴力、特別視は共生社会においてはあってはならないものです。障害への対処において、その取組の責任を障害者個人に見いだす考え方、そして障害者個人への医学的な働きかけを常に優先し、それのみを手段とする考え方を過去のものにしなければなりません。

障害者への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であり、社会全体が変わらなければならないと考えるからこそ、障害者・障害児行政を所掌する府省のみならず全府省庁が参加し、全大臣を構成員とするこの本部を立ち上げました。障害者に対する偏見・差別、優性思想の根絶に向け、政府一丸となって取り組んでまいります。各大臣におかれては、この本部がもつ重みをご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。」

岸田総理 締めくくりのあいさつ

「まず、加藤大臣と小泉大臣(※1)においては、旧優生保護法の国家賠償請求訴訟の係属訴訟について、原告が高齢化している現状および原告団との協議の状況を踏まえ、和解のための合意書の締結等による早期解決を急いでください。

あわせて、新たな補償の仕組みの具体的な内容について、先日の原告団等との面会で述べた基本方針に沿って早急に結論が得られるよう、議員立法の提出に向けて取り組んでいる超党派の議員連盟との検討・調整を加速してください。

当本部においては、冒頭申しあげた、障害者への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという、障害の社会モデルの考え方を踏まえ、障害者に対する偏見差別、優生思想の根絶に向けて、これまでの取り組みを点検し、教育・啓発等を含めて取組を強化してまいります。

この際、関係大臣に対し、4点指示いたします。

第1に、結婚、出産、子育てを含め、障害者がどのような暮らしを送るかは本人が決めることを前提として、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、希望する生活の実現に向けた支援を行うことが必要です。

このためには、障害者の地域生活の支援と併せて、障害福祉や母子保健・児童福祉の関係機関・事業所が連携し、必要なサービスの活用や見守り等の支援体制を構築していくことが不可欠であり、本年6月に示されている事例集の周知徹底を図るなど、取組を推進してください。

第2に、障害者差別解消法に基づき、各府省庁において、職員が適切に対応するために必要な対応要領や、事業者が適切に対応するために必要な対応指針を策定しています。取り組みの実効性が上がるよう、まずは各府省庁が対応要領に基づきどのような研修・啓発を行っているかを点検するなど、PDCAサイクルを回し、取り組みを強化してください。

第3に、本日説明があった、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を機に策定されたユニバーサルデザイン2020行動計画における心のバリアフリーの取り組み等は、東京大会のレガシーと言えるものです。

旧優生保護法をめぐる今日の状況やパリ大会の開催を踏まえ、心のバリアフリーに係る学校教育・企業等・地域における取り組み、国民全体に向けた取り組み、さらには障害者自身による取り組み等について、その実施状況をフォローアップするとともに、新たな課題も取り込みつつ、取り組みの強化を図ってください。

第4に、当本部を中心に今申しあげた取り組みを進めていくにあたっては、障害当事者から意見を伺うことが不可欠です。このため、当本部の下に置かれる幹事会において、有識者の協力を得て、障害当事者の方からご意見を伺った上で、当本部の成果を取りまとめる体制を構築してください。

こうした基本方針に沿って当本部の議論を進め、障害者に対する偏見や差別のない共生社会を実現すべく、必要な対応策を検討し、当本部の成果として新たな行動計画を取りまとめてまいります。各大臣のご協力をお願いいたします。」

※1

加藤大臣;加藤鮎子 内閣府特命担当大臣(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)

小泉大臣;小泉龍司 法務大臣

[内閣府「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」]

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyouseishakai/index.html>

一生涯支給される年金は一口加入で毎月2万円。掛金は所得控除の対象でもあります。

しょうがい共済 4つのメリット

| 毎月2万円の終身年金 | 割安な掛金 | 税制優遇 | 公的制度の安心感 |
|---|--|--|---|
| 扶養者(保護者:加入者)が死亡または重度障害となったとき、被扶養者(障害のある方-お子さんなど)に生涯にわたり、毎月2万円を支給(一口加入の場合) | 運営に関する事務経費などの「付加保険料」がなく、月額掛金が安い 例; 30歳 9,300円 40-44歳 14,300円 60-64歳 23,300円 | 扶養者(保護者・加入者)が支払う掛金は所得控除の対象となる 所得税・住民税の軽減につながる | 地方公共団体(都道府県・指定都市)が実施する任意加入の制度 年金給付に必要な資金は福祉医療機構が運用 |

その他特長

| | |
|--|---|
| 障害基礎年金や生活保護を受給していても、年金を受け取れる また、しょうがい共済による年金は、生活保護の収入認定から除かれる | 掛金の支払いは、 ①「加入日から20年以上経過」し、かつ、 ②「加入者が満65歳となる年度の加入応当月」から免除される |
|--|---|

福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合サイト“WAM NET”に、同制度を解説したアニメーション動画があります。

[福祉医療機構] 以下のURLより、詳細説明や解説動画などをご覧ください
・障害者扶養共済制度(しょうがい共済)のご案内

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/syogaifuyou/>

・しょうがい共済制度のパンフレット、ポスター、リーフレット

<https://www.wam.go.jp/hp/fuyou-pamphlet/>

・都道府県・指定都市の窓口一覧

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/syogaifuyou/syogaifuyou006.html>



II. 情報－募集、助成、イベントなど

1. 【出演者募集】(東京都内居住者限定)『つながる音楽会』

バンドによる楽器演奏、合唱などの発表の場(締切間近-6月28日(金))

東京都が実施する「障害者の文化芸術活動の発表の場提供事業」。年2回の発表の場に出演してみませんか。第1回の出演者を募集中です。

①日時場所: 令和6年10月5日(土) 13時開場、14時開演「都民ホール」

(東京都新宿区 都議会議事堂1階) 第2回は令和7年2月の予定

②募集期間: 6月28日(金)まで

③募集内容: 音楽のジャンルは不問。バンドによる楽器演奏、合唱など

④応募資格: 障害のある方(都内居住、手帳の交付を受けている方、発達障害などのある方)

バンド、団体の場合、原則障害のある方で構成されたグループ

1グループにつき15人まで

⑤参加費：無料。1グループ5万円の参加準備金が提供されます

⑥申込方法：演奏予定の曲(10分以内)を事務局に、収録DVDで郵送か撮影映像を送信
ウェブ申し込みか、申込書類を郵送、またはファクシミリ送信

ア) 郵送先 〒176-0004 東京都練馬区小竹町2-71-5 北野ビル2階 つながる音楽会事務局

イ) ファクシミリ 03-6915-8702

[つながる音楽会] 応募方法の詳細、ウェブ申し込み、申込書のダウンロードは、以下のURLより

<https://tsunagaruongakukai.com/>

2. 【懸賞作品募集】 少子化と向き合う提案を募集中

「第2回鉄道150年記念障害福祉賞」(締切間近-7月1日(月))

社会福祉法人鉄道身障者福祉協会は7月1日まで、少子化と向き合う提案を募集中です。

①応募資格：福祉に関心のある方

②募集期間：7月1日(月)まで(消印有効、メール送信期限日)

③応募要領：

ア) 下記④のテーマに対する「提案」を募集

イ) 400字詰め原稿用紙5枚から10枚程度、タテ書き

ウ) ひとり1編、未発表のもの、匿名不可

エ) 郵送または電子メールで応募

i ; 郵送

別紙にタイトル(題名)・氏名(ふりがな付き・ペンネーム不可)・郵便番号・住所・職業・年齢・電話番号・障害のある方は障害状況を記入。差し支えなければ、同賞を知ったきっかけも記入。

あて先

〒112-0002 東京都文京区小石川1-1-1 文京ガーデンゲートタワー19階

社会福祉法人 鉄道身障者福祉協会「作品応募係」

ii ; 電子メールに添付

使用ソフトウェアは、Wordか一太郎。形式は原稿用紙と同じ設定(A4横、20文字×20行、タテ書き)。ファイル名は「お住まいの都道府県名 氏名」。メール件名は「作品応募係」。

メッセージ欄に、原稿タイトル(題名)・郵便番号・住所・氏名(ふりがな付き、ペンネーム不可)・職業・年齢・電話番号・障害のある方は障害状況を記入。差し支えなければ、同賞を知ったきっかけも記入。

あて先 tessinkyo2@kousaikai.or.jp

④テーマ：「進む少子化とどのように向き合っていくか？」

少子・高齢化が進むなかで、近い将来、私たちは新しい社会のあり方と向き合うことになる。ますます人とひととが支え合い、誰もが自分らしく暮らせる未来に向けて、培ってきたノウハウをどのように生かしていくべきか。

⑤賞：1位(1編)賞金20万円、2位(1編)賞金10万円、3位(2編)賞金5万円
(それぞれ賞状も授与)

[鉄道身障者福祉協会] TEL 03-6261-4287 FAX 03-3815-8972

以下のURLより募集の詳細をご覧ください

<http://www.tessinkyo.jp/kensho4.html>

3.【研修・セミナー、イベント】

(1) H. C. R. 2024 国際福祉機器展&フォーラム 10月2日より3日間
ウェブ展は9月2日から

JDF(日本障害フォーラム)は、7月に2か所で地域フォーラムを開催します。

- ・7月13日(土)：in 福島「障害者権利条約総括所見を通して“これから”を考える
～障がいのある人となない人にとっての“共に学ぶ”とは?～」
・郡山市労働福祉会館、参加費無料、要事前申し込み
・手話通訳・要約筆記あり
- ・7月28日(日)：in 富山「障害者権利条約が求めるインクルーシブな防災・減災
～地域共生社会の実現に向けて～」
・富山県民会館304号室、参加費無料、7月19日(金)締め切り
・情報保障あり

年度内の予定

- ・地域フォーラム in 奈良 令和7(2025)年1月19日(日)
- ・全国フォーラム 令和6(2024)年12月9日(月)

[H.C.R.2024] <https://hcr.or.jp/exhibitions/detail>

(2) 全社協・社会福祉主事資格認定通信課程(民間・秋)(締切間近-6月28日(金))

全社協中央福祉学院が募集する、民間社会福祉事業職員向けの社会福祉主事資格認定通信課程(秋期コース)は、締め切り間近です。この通信課程は、福祉の基礎的な資格として準用される社会福祉主事任用資格を取得することができます。

期間：2024(令和6)年10月～2025(令和7)年9月の1年間

内容：自宅学習で答案作成(16科目)、講義動画を自宅視聴(4科目)、
集合研修に出席(連続3日間)、自宅学習で修了テスト

受講料：117,700円(消費税等込額。テキスト・教材費、スクーリング受講料、添削指導料含)

締切：2024(令和6)年6月28日(金)(消印有効)

[全社協・中央福祉学院] TEL 046-858-1355 FAX 046-858-1356

以下のURLより受講案内や申込書入手できます

https://www.gakuin.gr.jp/training/course_autumn/